



行田市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年3月2日

行田市監査委員 山口 和之

行田市監査委員 江川 直一

定期監査報告書

(第2回)

工事監査報告書

監査委員事務局

目 次

第1	監査対象及び執行日	1
第2	監査の方針	1
第3	監査の方法	2
第4	監査の結果	2
1	会計課	2
2	企画政策課	3
3	秘書課	3
4	広報広聴課	4
5	財産管理課	5
6	情報政策課	6
7	総務課	7
8	人事課	7
9	税務課	8
10	人権推進課	9
11	契約検査課	10
12	市民課	11
13	地域活動推進課	12
14	男女共同参画推進センター	13
15	交通対策課	14
16	危機管理課	15
17	南河原支所	15

1 8	福祉課	16
1 9	子ども未来課	17
2 0	保育園（持田、長野、南河原）	18
2 1	高齢者福祉課（介護保険事業費特別会計を含む）	19
2 2	保険年金課	
	（国民健康保険事業費特別会計及び後期高齢者医療事業費特別会計を含む）	
	20
2 3	健康づくり課	21
2 4	地域共生社会推進室	22
2 5	教育総務課	23
2 6	教育指導課	24
2 7	生涯学習スポーツ課	25
2 8	郷土博物館	26
2 9	文化財保護課	27
3 0	選挙管理委員会	27
第 5	工事監査	28

行田市監査基準（令和2年3月23日監査委員告示第4号）の規定による報告

第1 監査対象及び執行日

	対象所属名	監査執行日	対象所属名	監査執行日	
総合政策部	企画政策課	令和4年 8月19日	会計課	令和4年 8月25日	
	秘書課	令和4年 8月19日	健康福祉部	福祉課	令和4年12月14日
	広報広聴課	令和4年 8月19日		子ども未来課	令和4年11月 9日
	財産管理課	令和4年 8月19日		保育園 (持田、長野、南河原)	令和4年11月 9日
	情報政策課	令和4年12月22日		高齢者福祉課	令和4年11月 9日
教育委員会	教育総務課	令和4年10月 5日		保険年金課	令和4年12月14日
	教育指導課	令和4年10月 5日	健康づくり課	令和4年12月14日	
	生涯学習スポーツ課	令和4年 9月28日	地域共生社会推進室	令和4年12月22日	
	文化財保護課	令和4年 9月28日	市民生活部	市民課	令和4年 9月21日
	郷土博物館	令和4年 9月28日		地域活動推進課	令和4年 9月22日
総務部	総務課	令和4年10月12日		危機管理課	令和4年 9月21日
	人事課	令和4年10月12日		南河原支所	令和4年 9月21日
	税務課	令和4年10月24日		交通対策課	令和4年 9月21日
	人権推進課	令和4年10月12日	男女共同参画推進センター	令和4年 9月22日	
	契約検査課	令和4年10月12日	選挙管理委員会	令和4年10月12日	

第2 監査の方針

監査の執行に当たっては、財務に関する事務の執行、その経営に係る事業の管理が、地方自治法第199条第3項の趣旨に沿って、公正で合理的・効率的に行われ、最少の経費で最大の効果をあげているかに留意して監査を実施した。

第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、これらを審査検討するとともに、各所属長等から説明を聴取し、それらを基に質疑を行い、関係帳簿・収支伝票等の照合検討をしながら、監査を実施した。

第4 監査の結果

本監査は、令和4年度分について行ったものであり、年度途中であるため各所属とも予算の執行は低率であったが、監査時点における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていることが認められた。また、数課（館）において、市が補助金を交付している団体の経理事務を行っているが、これらについても審査した結果、適正であることが認められた。

なお、軽易な事項については、監査の過程及び監査結果の講評の際、関係者に指摘したので記述は省略した。

以下、対象所属の監査結果は、以降のとおりである。

1 会計課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分を審査したところ、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、本年度購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。

所管替え済みである本年度購入分の備品についても適正に事務処理されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

2 企画政策課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし。

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

該当なし。

3 秘書課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

市外出張命令書、会議開催通知及び復命書を支出伝票と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分を審査したところ、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。

(5) 褒章費の事務処理について

申請書等関係書類を照合したところ、適正に事務処理されている。

(6) 前渡金の精算事務について

支出伝票及び精算戻入書等関係書類を照合したところ、適正に事務処理されている。

4 広報広聴課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし。

(4) 備品の購入と保管状況について

本年度購入分において、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、本年度購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好

に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

5 財産管理課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分を審査したところ、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。

所管替え済みである本年度購入分の備品についても適正に事務処理されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び実施報告書等関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 管理財産の取得及び処分に係る事務について

一般競争入札関係書類等関係書類を突合し審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 行政財産使用許可等の事務について

使用許可申請書等の関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(8) 普通財産の貸付事務について

貸付申込書等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(9) 庁用車の自動車保険について

保険の加入申込及び解約等の事務処理について、関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(10) 基金の管理状況について

基金台帳等関係書類を審査したところ、基金毎に台帳が作成され、基金の積み立て又は取り崩しの金額が時系列に記入され、適正に事務処理されている。

6 情報政策課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票等を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

財産管理課配布分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び実施報告書等関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

7 総務課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし。

(4) 郵便切手の受払状況について

郵便切手等出納簿の記入計数について精査し、現物と残高を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(5) 備品・図書の購入と保管状況について

備品は過年度抽出備品分について、現物及び各種台帳を照合したところ、適正に使用保管されている。図書は該当なし。

(6) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び実施報告書等関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

8 人事課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし。

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び実施報告書等関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている

(6) 職員の健康管理について

時間外勤務が月45時間を超える職員について、関係書類を確認したところ、適正に事務実施されている。

(7) 職員研修の実施について

復命書と監査資料を突合し審査したところ、適正に事務処理されている。

(8) 職員の安全衛生管理について

職員安全衛生管理規程に基づき定期健康診断が実施され、産業医による健康相談が定期的に実施されており、安全衛生について適正な管理がなされている。

(9) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続き並びに現金、預金通帳、金融機関届出印等の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

9 税務課

(1) 収入及び調定について

市税の現年課税分について、収入調定票を検算し、市税等収入月報及び関係書類と照合したところ合致し、滞納繰越分については、収入調定票を検算し、令和3年度決算書の収入未済額、市税等収入月報の額と照合したところ合致した。

また、手数料等について、収入調定票及び収納済通知書を検算し関係書資料の額と照合したところ合致し、いずれも適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票等を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度財産管理課配布分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び実施報告書等関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

10 人権推進課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票等を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分の備品及び図書について、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。

昨年度監査後購入分及び過年度抽出分の備品については、現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。また、昨年度監査後購入分の

図書についても、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び実施報告書等関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 同和対策住宅建設資金貸付金の回収状況について

住宅建設資金貸付台帳、収入調定票及び収納済通知書を突合し審査したところ、適正に事務処理されている。

1 1 契約検査課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし。

(4) 共通需用費購入品の受払状況について

物品と関係資料を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。また、受払いについて、物品請求書兼受領書と関係資料を照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(5) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

- (6) 物品購入の契約事務について
契約依頼書等の関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。
- (7) 石油製品等単価契約について
見積依頼書等の関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。
- (8) 工事検査の状況について
工事検査台帳等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。
- (9) 随意契約の執行状況について
100万円以上の随意契約は、該当がない。
- (10) 一般競争入札及び指名競争入札による契約の執行状況について
契約依頼書、入札執行伺書、入札関連書類及び契約締結伺書を審査したところ、適正に事務処理されている。
- (11) 不用品の処分及び物品の譲与又は譲渡について
物品の不用の決定、廃棄及び売払について、不用物品決裁書を審査したところ、適正に事務処理されている。

1.2 市民課

- (1) 収入及び調定について
収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ、適正に事務処理されている。
- (2) 支出について
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (3) 旅費について
該当なし。
- (4) 備品の購入と保管状況について
昨年度監査後購入分を審査したところ、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、財産管理課配布分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、良好に使用保管されている。

- (5) 随意契約の締結及び実施報告書について
特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。
- (6) 臨時運行受付許可貸与簿について
番号標の貸出及び返納状況について貸与簿を審査したところ、適正に事務処理されている。
- (7) 出産祝品の受払について
出産祝品受払簿と監査資料を照合したところ、適正に事務処理されている。
- (8) 斎場使用料の徴収事務について
斎場利用許可申請書、収入調定票及び収納済通知書を審査したところ、適正に事務処理されている。

1 3 地域活動推進課

- (1) 収入及び調定について
収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (2) 支出について
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。
- (3) 旅費について
該当なし。
- (4) 備品の購入と保管状況について
昨年度監査後購入分において、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。
また、昨年度監査後購入分、財産管理課配布分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。
- (5) 随意契約の締結及び実施報告書について
特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続き並びに現金、預金通帳、金融機関届出印等の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

1.4 男女共同参画推進センター

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票等を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

本年度購入分において、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、生涯学習スポーツ課配布分、本年度購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 施設使用料の無料及び全額免除の手続について

無料分及び全額免除分について、利用申請書及び使用料減免申請書を審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

1 5 交通対策課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし。

(4) 備品の購入と保管状況について

財産管理課配布分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 工事請負費について

工事請負費について審査したところ、見積書の徴取や契約の締結等、適正に施工されている。

(8) 交通災害共済見舞金の処理について

見舞金請求書等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(8) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続き並びに現金、預金通帳、金融機関届出印等の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

(9) 基金の管理状況について

基金台帳、収入調定票等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されてい

る。

1 6 危機管理課

(1) 収入及び調定について

該当なし。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分において、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。昨年度監査後購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について審査したところ、適正に事務処理されている。

1 7 南河原支所

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

- (3) 旅費について
該当なし。
- (4) 備品の購入と保管状況について
財産管理課配布分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。
- (5) 随意契約の締結及び実施報告書について
特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

1 8 福祉課

- (1) 収入及び調定について
収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ、おおむね適正に事務処理されている。
- (2) 支出について
支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ、おおむね適正に事務処理されている。
- (3) 旅費について
該当なし。
- (4) 備品の購入と保管状況について
財産管理課配布分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。
- (5) 随意契約の締結及び実施報告書について
特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。
- (6) 補助金等交付事務について
昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、おおむね適正に事務処理されている。

(7) 寄付金の受け入れ事務について

関係書類を確認したところ、行田市財産規則に基づき、適正に事務処理されている。

(8) 前渡金の精算事務について

支出伝票及び精算戻入書等関係書類を照合したところ、おおむね適正に事務処理されている。

(9) 債権管理について

債権管理簿、収入調定票及び収納済通知書について審査したところ、適正に事務処理されている。

(10) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続き並びに現金、預金通帳、金融機関届出印等の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

1.9 子ども未来課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ、おおむね適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当がなし。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分において、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、財産管理課配布分及び本年度購入分並びに過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 保育所及び学童保育室の入所状況及び保育料の徴収事務について

入所決定に関する書類並びに収入調定票、収納済通知書及び保育料管理簿などの関係書類を照合したところ、適正に事務処理されている。

(8) 前渡金の精算事務について

支出伝票及び精算戻入書等関係書類を照合したところ、適正に事務処理されている。

(9) 債権管理について

債権管理台帳、収入調定票及び収納済通知書について審査したところ、適正に事務処理されている。

20 保育園（持田、長野、南河原）

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票等を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分において、購入伺いがなされ適正に事務

処理されている。また、昨年度監査後購入分、財産管理課配布分及び本年度購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 保育所主食費及び副食費の取扱状況について

収入調定票、収納済通知書及び主食費等負担金徴収簿等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

2 1 高齢者福祉課（介護保険事業費特別会計を含む）

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし。

(4) 備品の購入と保管状況について

財産管理課配布分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、おおむね適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 指定管理者の業務実施確認状況について

指定管理者である社会福祉法人行田市社会福祉協議会が管理している、老人福祉センター大堰永寿荘及び南河原荘における業務実施の確認状況を審査したところ、施設ごとに毎月実績表等の提出を受け、適正に確認している。

(8) 敬老祝金の支給事務について

敬老祝金贈呈伺い書、支出内訳書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(9) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続き並びに現金、預金通帳、金融機関届出印等の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

(10) 基金の管理状況について

基金台帳及び収入調定票等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

2.2 保険年金課（国民健康保険事業費特別会計及び後期高齢者医療事業費特別会計を含む）

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票等を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

本年度購入分において、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、財産管理課配布分、本年度購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合した

ところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等の交付事務について

昨年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。なお、本年度は該当がない。

(7) 療養給付費等負担金の算出事務について

返還金及び加算金について審査したところ、適正に事務処理されている。

(8) 子ども医療費の支給事務について

支給状況及び償還払分について審査したところ、適正に事務処理されている。

(9) 出産育児一時金、葬祭費の支給事務について

関係書類を突合し審査したところ、適正に事務処理されている。

(10) 基金の管理状況について

基金台帳及び収入調定票等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(11) 債権管理について

債権管理台帳、収入調定票及び収納済通知書について審査したところ、適正に事務処理されている。

2.3 健康づくり課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ、おおむね適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票等を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分において、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、本年度購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続き並びに現金、預金通帳、金融機関届出印等の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

2 4 地域共生社会推進室

(1) 収入及び調定について

該当なし。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし。

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

2 5 教育総務課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分において、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。（昨年度監査後購入分各学校に送付済み）

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 児童生徒の健康診断等について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(8) 就学援助費の支給事務について

関係書類及び伝票等を審査したところ、適正に事務処理されている。

(9) 入学準備金の貸付及び返済事務について

新規の貸付及び返済状況について関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(10) 奨学資金給与事務について

関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(11) 前渡金の精算事務について

支出伝票及び精算戻入書等関係書類を照合したところ、適正に事務処理されている。

(12) 要保護及び準要保護児童生徒の林間学校費・医療費の補助金交付事務について
該当なし。

2.6 教育指導課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び実施報告書等関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 教職員の健康診断等について

健康診断等関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

2.7 生涯学習スポーツ課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分において、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、財産管理課配布分、本年度購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び実施報告書等関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

(7) 任意団体の経理事務等について

収入及び支出に係る会計手続き並びに現金、預金通帳、金融機関届出印等の管理状況を確認したところ、適正に事務処理されている。

2 8 郷土博物館

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分及び本年度購入分において、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分、財産管理課送付分、本年度購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

また、本年度購入分の図書において、現物と図書台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び実施報告書等関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 入館料及び施設使用料の免除について

入館料及び施設使用料免除申請書などの関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

2 9 文化財保護課

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

該当なし。

(4) 備品の購入と保管状況について

昨年度監査後購入分において、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、昨年度監査後購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び実施報告書等関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

(6) 補助金等交付事務について

昨年度及び本年度における交付事務について、関係書類を審査したところ、適正に事務処理されている。

3 0 選挙管理委員会

(1) 収入及び調定について

収入調定票及び収納済通知書を検算し、関係資料の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(2) 支出について

支出伝票を細節ごとに検算し、会計課支払一覧の額と照合したところ合致し、適正に事務処理されている。

(3) 旅費について

会議開催通知、市外出張命令書、復命書及び支出伝票を審査したところ、適正に事務処理されている。

(4) 備品の購入と保管状況について

本年度購入分において、購入伺いがなされ適正に事務処理されている。また、本年度購入分及び過年度抽出分の現物と備品台帳を照合したところ合致し、適正に使用保管されている。

(5) 随意契約の締結及び実施報告書について

特命随意契約の判断理由及び実施報告書等関係書類を関連付けて審査したところ、適正に事務処理されている。

第5 工事監査

工事監査は、施工工事の中から進捗状況を勘案し、対象工事を抽出のうえ、工事の設計、契約及び施工が適正に行われているかどうかについて調査したものである。

なお、この監査の執行には、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、特定非営利活動法人彩の国技術士センターとの間に業務委託を締結した。

監査の結果は、次の「工事技術調査報告書」のとおりである。

工事技術調査報告書

工事名： 第10処理分区污水枝線工事（藤原町第2工区）

予備調査実施日：令和4年12月13日

調査実施日：令和5年 1月10日

NPO 法人 彩の国 技術士センター

目 次

I	工事概要.....	1
II	技術調査の実施要領.....	2
1	調査方法.....	2
2	調査項目.....	2
3	調査資料.....	3
4	調査日程.....	3
5	調査場所.....	3
6	出席者.....	3
III	技術調査の実施結果.....	4
1	計 画.....	4
2	設 計.....	5
3	積 算.....	7
4	契 約.....	8
5	施 工.....	9
6	検 査.....	11
7	維持管理.....	13
8	委託業務.....	14
IV	評価と提言.....	14
1	計 画.....	14
2	設 計.....	15
3	積 算.....	15
4	契 約.....	15
5	施 工.....	16
6	検 査.....	16
7	維持管理.....	16
	おわりに.....	17

はじめに

本報告書は、令和5年1月10日に実施した、「第10処理分区污水枝線工事（藤原町第2工区）」の工事監査に伴う技術調査（以下「技術調査」という。）結果を、取りまとめたものである。

技術調査は、「工事の技術調査業務委託仕様書」に従い、対象工事の技術面について2名の技術士が専門的な立場から調査を行ったものである。

I 工事概要

1 工事名 第10処理分区污水枝線工事（藤原町第2工区）

2 工事場所 行田市藤原町一、二丁目地内

3 工事概要 污水枝線工事 工事延長 $L=783.4\text{ m}$

(1) 管渠工

- ・管布設工（開削工法）
- ・リブ付硬質塩化ビニル管 $\phi 200 L=768.3\text{ m}$
- ・管路土留工 アルミ矢板土留建込・引抜、支保 $L=784\text{ m}$
- ・開削水替工 一式

(2) マンホール工

- ・組立マンホール工 組立1号マンホール $N=10$ 箇所
- ・組立マンホール工 組立0号マンホール $N=2$ 箇所
- ・副管取付工（内副管） $VU \phi 150 N=9$ 箇所

(3) 取付管設置工

- ・取付管布設工 $VU \phi 150 N=21$ 箇所

(4) 付帯工

- ・舗装復旧工（市道部）表層、上層・下層路盤 $A=364\text{ m}^2$
- ・舗装復旧工（県道車道部）表層、上層・下層路盤 $A=374\text{ m}^2$
(県道乗入部) 表層、路盤 $A=3\text{ m}^2$
- ・舗装復旧工（歩道部）表層、路盤 $A=29\text{ m}^2$

表層は再生密粒度アスコン、上層は再生粒調砕石、下層及び路盤は再生切込砕石を使用。

- ・区画線工 溶融式区画線工一式

4 請負者 サイカン工業株式会社

5 予定金額 74,504,000円(税抜き)

6 請負金額 73,500,000円(税抜き)

7 工期 令和4年6月14日から令和5年2月28日まで

8 担当課所 都市整備部 下水道課

II 技術調査の実施要領

1 調査方法

技術調査は、行田市監査委員立ち会いの下、調査員が工事関係者（発注者、施工者）との質疑応答、書類調査並びに工事現場における施工状況を確認することによって実施した。

なお、調査員は、技術調査が効果的に進められるよう、予備調査（令和4年12月13日実施）を行い、予め質問書を作成し提出の上で実施した。

2 調査項目

調査項目は、次のとおり。

- ① 計画（事業目的・概要、事業採択の経緯、関係部門との協議等）
- ② 設計（設計基準等）
- ③ 積算（積算基準、積算条件等）
- ④ 契約（業者の選定、落札率等）
- ⑤ 施工（施工計画、施工体制、品質管理、安全管理等）

- ⑥ 検査
- ⑦ 維持管理
- ⑧ 委託業務

3 調査資料

担当部署、工事関係者から提出された資料に基づいて調査を行った。

主な資料は、次のとおり。

- ① 事業概要関係書類
- ② 設計図書
- ③ 積算関係資料
- ④ 契約関係資料
- ⑤ 工事監理資料
- ⑥ 施工計画書、施工記録等

4 調査日程

令和5年1月10日（火）

- | | |
|-------------|-----------------|
| 9：15～10：00 | 計画、設計、積算、契約等 |
| 10：00～11：00 | 施工、検査、維持管理、委託業務 |
| 11：00～12：00 | 現場検査 |
| 13：00～13：30 | 取りまとめ |
| 13：30～14：00 | 講評 |

5 調査場所

行田市水道庁舎会議室及び工事現場

6 出席者

- | | | |
|----------|--------|-------|
| (1) 監査委員 | 代表監査委員 | 山口 和之 |
| | 監査委員 | 江川 直一 |

(2) 調査員 NPO法人 彩の国技術士センター

- ・主調査員 水村 俊幸

資格 技術士（建設部門）、1級土木施工管理技士、測量士コンクリート技士、コンクリート診断士

- ・調査員 下田 正樹

資格 技術士（総合技術監理部門、建設部門）、コンクリート技士、上級土木技術者（マネジメント）、1級土木施工管理技士、公共工事品質確保技術者（I）、一級舗装施工管理技術者

(3) 都市整備部 部長 青山 義徳

下水道課 主幹 金子 利昭

技師 大島 和祥

技師 香川 渉

(4) 総務部契約検査課 課長 瀬尾 昌之

副参事 高橋 栄一

主任 横田 和孝

(5) 工事関係者 サイカン工業株式会社 藤村 憲一

(6) 監査委員事務局 事務局長 中村 和則

事務局主幹 杉澤 智生

事務局主任 桑原 京子

III 技術調査の実施結果

1 計画

- (1) 市の下水道事業計画の概要及び、その中での当該工事の位置付けと今年度に執行する必要性について

本市の公共下水道事業は昭和25年に事業着手し、昭和46年から本市を含む5市を処理区とした「荒川左岸北部流域下水道」が埼玉県の実業として発足した。これに伴い、本市の下水道は流域関連公共下水道として位置づけられ、その後、数度の認可変更等を経て、元荒川第10処理分区のなかで人口密集地区であり、下水道整備要望の高い藤原町地区を平成25年度から整備に着手し、

現在に至っている。

当該工事は、社会資本総合整備計画で位置付けられており、令和6年度までに下水道整備を予定している地区の下水道整備率100%の目標を達成するためにも今年度計画として事業実施する必要があるとの説明があり、事業執行する理由が明確に整理されている。

(2) 事業決定までの手続きについて

平成23年度、藤原町地区の事業計画区域の拡大について、埼玉県と協議を行い、行田都市計画下水道事業行田公共下水道の事業計画を変更したとの説明を受け、手続きが適切に実施されている。

(3) 本事業の計画に際し、関係機関と協議した内容について

下水道本管を道路に埋設するにあたり、市道については道路管理者である本市道路治水課に、県道については埼玉県（行田県土整備事務所）と占用位置の協議を実施している。

その他、水道、東京ガス、NTTなどの埋設管調査を実施しており、協議内容が適切である。

(4) 事業計画の策定にあたって市民の意見・要求を反映させているかについて

本事業の計画にあたっては、行田市下水道事業運営審議会に諮問し、審議していただき、市民の意見も反映している。

(5) 当該工事について予算との整合性について

予算立案時に設計資料を基に概算金額を算出し、発注金額と整合を図っている。

(6) 工事の決裁体制と決裁手続きについて

監督員権限である事項について、所属長の決裁を受けている。

2 設 計

(1) 設計内容と事業の目的との適合性について

下水道事業計画に基づき、藤原町地区の公共下水道事業の推進を図るため、下水道管の整備を実施した旨の説明を受けた。

(2) 設計に適用した根拠法令等について

下水道法及び道路構造令に基づいた設計となっている。

(3) 設計に適用した設計基準書等について

日本下水道協会下水道施設計画・設計指針を適用している。

(4) 設計前に行った各種事前調査について

地下埋設物調査を実施すると共に地質調査は、藤原町地区において平成25年度及び平成28年度にボーリング調査を実施している。

(5) 作成した設計図書の種類と内容について

・仕様書

特記仕様書に建設発生土等の処分先を明示している。

使用材料の品質、形状寸法等については、数量計算書に記載している。

・図面及び設計内訳書等

構造については、図面に明示されており、仕様や数量等についても、数量計算書や仕様書に明示されていることを確認した。

(6) 発注時期や工期設定の妥当性について

発注時期について、本市土木工事における発注時期の平準化の観点から早期発注により、年度内完成を目指している。

工期の設定については、供用日数104日に加え、準備工30日、片付け30日を見込み合計164日程度（休日含まず）を見込んでおり、なお、供用日数には、雨天日も含めていることを確認した。

(7) コスト縮減について

下水道管について、従来使用していた硬質塩化ビニル管から経済的に有利なリブ付硬質塩化ビニル管へ変更している。

また、土留工法について、従来使用していた軽量鋼矢板から経済的に有利なアルミ矢板へ変更しコストを低減している。

(8) 省エネやスリーアール（3R）など環境に配慮した点について

舗装（路盤を含む）については、再生材を使用するとともに、アスファルトやコンクリートの廃材についても再資源化しており、建設発生土については、UCR受入地に搬入して、工事間利用を行って資源として有効利用している旨の説明を受け、適切に配慮していることを確認した。

(9) 供用中のメンテナンス性に関する、設計上の配慮について

マンホール内の内副管について、従来使用していた塩ビ管をスリム型に変更して維持管理に配慮している。

マンホール蓋については、県道箇所において、耐スリップ機能に加え、耐摩耗性、ガタツキ防止等を備えた高性能型を使用していることを確認した。

(10) 管種（リブ付硬質塩化ビニル管）選定について

リブ付硬質塩化ビニル管の選定については、砕石等による埋戻しを行い、液状化防止効果が大きいこと、また、経済的に有利なことから採用しているとの説明を受けた。

3 積算

(1) 適用した積算基準、積算資料等について

積算においては、日本下水道協会の歩掛表及び埼玉県の積算基準書を基に行っているとの説明を受けた。

(2) 使用した公共積算の歩掛や単価およびそれ以外の施工協会等の歩掛及び単価の取り扱いについて

積算基準は日本下水道協会の歩掛表及び埼玉県の積算基準書を中心に使用している。また、単価の採用にあたっては、埼玉県土木工事設計単価表、物価資料を参照し、これらに掲載のないものについては、材料見積りを原則三者より徴取し平均値を採用しているとの説明を受けた。

(3) 数量算出や積算金額の誤り防止策について

本市では、平成28年9月から、数量算出や積算金額等、設計図書全般に不都合が生じることを未然に防止する対策として、「工事設計書チェックリスト」を作成し、組織的に対応を講じているとの説明を受けた。

(4) 諸経費の算出方法について

埼玉県の積算基準書に則り、適切に積算しているとの説明を受けた。

(5) 積算を行う担当技術者の力量について、また、若手技術者の育成の取り組みについて

担当技術者は、1級土木施工管理技士の国家資格を有し、設計図書の改算も

課内複数の職員で行う等、力量、組織的なバックアップ体制も不都合ないものと認められる。また、主任以下の若手技術者の技術力向上対策として、平成29年6月に技術力向上研修要領を策定し、建設業法の制度改正等の座学、ICT現場等の視察、技術発表会等を実施しているとの説明を受けた。

4 契 約

- (1) 本契約が行田市契約規則においてどの条項に該当し、入札契約事務が執行されたかについて

行田市契約規則第2条、第4条、第5条、第10条、第12条から第22条及び第32条に該当していることを確認した。

- (2) 建設工事及び設計委託業務の入札結果について

入札方式(入札参加条件)、設計額、予定価格、調査基準価格、最低制限価格、失格基準価格、応札者数、落札率、設計価格の事前公表の有無)。

・【建設工事】

入札方式：一般競争入札（市内本店、土木工事業、Aランク）

設計額・予定価格 74,504,000円（税抜）

調査基準価格 67,400,000円（税抜）

失格基準価格 58,061,000円（税抜）

応札者数 4者

落札率 98.65%

設計価格事前公表 無

・【設計委託】

入札方式 指名競争入札

設計額・予定価格 8,486,000円（税抜）

最低制限価格 6,749,000円（税抜）

応札者数 9者

落札率 79.60%

設計価格事前公表 無

建設工事については、入札の参加要件を土木工事業で市内のAランクの格付

け業者としている。本工事箇所は、交通量の多い県道の占用工事を含む等、工事を分割発注とした場合、施工業者（施工箇所）が錯綜することから、通行の安全や工事の進捗に遅れが生じないように、適切な工事範囲を設定したものである。

設計委託については、業務の難易度を踏まえ市外建設コンサルタント業者を指名している。落札率が低くなっているが、入札時の業務内訳書の明細もチェックして問題ないことを確認している旨の説明を受けた。

- (3) 資材価格が高騰している状況の中で、当該工事においてスライド条項を適切に運用しているかについて

行田市建設工事請負契約約款第26条第6項に規定。また、運用基準を制定、ホームページ上に公開し事業者に対し周知しているとの説明を受けた。

- (4) 当初設計と実際の工事現場の状態が一致しない場合に、発注者責任として適切な変更契約の対応ができる体制となっているかについて

本市では、平成30年12月に、行田市土木工事設計変更ガイドラインを策定し、組織的に基準を明確にし、適正な変更契約を実施しているとの説明を受けた。

5 施 工

- (1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続について

労働者を使用する前に、労働基準監督署へ適用事業報告書（労働基準法の適用対象となったことを報告する書類）を提出し、また、施工前に道路使用許可を受けて施工していることを確認した。

- (2) 施工計画書に記載する項目と内容について

埼玉県土木工事实務要覧をもとに作成し、管理項目の規格値については、県規格値の他に自社の社内規格値にて設定し、より厳しく管理を実施していることを確認した。

- (3) 設計図書どおりに施工していることをどのように確認しているかについて

計画高については、設計図面の計画高どおりに下水道管が布設されていることを布設後の基準高確認を行い、翌日の施工時に、再確認し規格値内にて施工

しているとの説明を受け写真で確認した。

(4) 本工事に適用される主な法令について

本工事に適用される法令は、建設業法、労働安全衛生法、下水道法、道路交通法等、多岐にわたる。なお、発生土・骨材の運搬において過積載がされていないことを目視及び自重計にて確認し、道路交通法の遵守を徹底しているとの説明を受けた。

(5) 施工体制台帳や施工体系図について

施工体系図及び許可書関係の掲示は、保安全管理図にて記載した位置に看板を設置、施工体制台帳はファイルに綴じ現場に携帯しているとの説明を受け、現場にて確認した。

(6) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類について

材料承諾書は、工事着工前に提出し、承認を得て使用している。

工事記録写真については、中間検査報告書で確認した。

(7) 契約前に着工している工事について

契約日以前に着工している工事は、無いとの説明を受けた。

(8) 各種検査、材料試験等について

埼玉県土木工事实務要覧の実施事項に基づき、施工計画書で定めた事項について実施しているとの説明を受け記録を確認した。

(9) 諸材料の受け入れ検査の項目と検査の具体的な方法及び合格判定基準について

材料検査時に、材料承諾書の形状寸法であるかを確認し、有害な傷やひびがないか監督員と目視にて行っている。特に、接続部のゴム輪においてはひびなどがあると漏水の原因となることから、管から取外し入念に確認しているとの説明を受けた。

再生砕石においては、荷下ろし時に異物の混入（木片や鉄くず等）が無いことを確認し、施工時に発見したときは異物を取り除いて使用しているとの説明を受けた。

(10) 安全管理について、工事の特性から特に注意することについて

下水管布設において、掘削が深いため地山の崩壊の恐れがあることから早期

に山留を設置する必要性から、建込簡易土留（シーティング土留）を使用しているとの説明を受け、現場で安全に施工していることを確認した。

- (11) 現場周辺を通行する人に対し、第三者災害防止対策について、特に、資材置き場への第三者進入禁止措置及び重機のカギの管理方法について

誘導員を多く配置し、歩行者・自転車及び車両が通行する際は、通行側に重機が旋回しないよう合図して行っているとの説明を受けた。

また、資材置き場への進入禁止措置は行っていないとの説明を受けた。重機のカギは第三者による災害を防止するために取り扱いには注意を払っているとの説明を受けた。

- (12) 工程管理の具体的な方法について

計画工程表をもとに下請け会社と日程の調整を行い、進捗の遅れがある場合は人員及び機械を増やして遅れを取り戻すとの説明を受けた。

- (13) 設計変更について

事前調査及び試掘にて、他埋設物が下水管布設位置にあることを確認したため、監督員と協議し布設位置及び布設高さを変更したとの説明を受けた。

- (14) 環境に配慮した施工について

カッター汚泥及び残土処理は、指定された受入れ地に搬出しているとの説明を受けた。

排水については、簡易式沈殿槽を通して排水を行っているとの説明を受けた。

6 検 査

- (1) 行田市検査規則に基づき必要な検査を実施しているかについて

行田市検査規則第7条では、検査は現地において、契約書、仕様書、設計書及び図面等と対比して厳正に行うこととされており、工事完成検査確認票や中間検査確認票を活用し、適正に実施している。なお、完成検査は、行田市建設工事請負契約約款第32条の規定により、完成の通知を受けてから14日以内に、中間検査は、中間検査実施基準の運用についての検査実施時期を活用して検査時期を定め実施している。

なお、中間検査時において当初設計と現場の出来形との間で差異が生じてい

る場合もあるが、今後契約変更の対象となる部分として事前に工事記録で承諾を得ており、変更の内容に基づき中間検査を実施している。

以上の説明を受け、適正な時期に必要な検査項目を検査していることを確認した。

- (2) 実施した中間検査において、設計書どおりの施工となっているか、仕様書を満足する材料の適否、粗雑工事の有無、材料項目や実施内容、測定結果、合否判定の方法等について

中間検査の検査事項は、中間検査実施基準に基づき、設計図書と対比して実施している。出来形については、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄を、工事管理状況については、書類、記録及び写真等を参考に行っている。なお、検査に当たっては、中間検査確認票を活用しながら、適正に実施している旨の説明を受け妥当であることを確認した。

- (3) 監督および検査（中間検査を含む）を担当する職員の任命は適正か。また、不正事故防止のため職員の配置について格別の配慮がなされているか。検査員の力量の判断基準について

監督及び検査を担当する職員は、1級土木施工管理技士の国家資格を有しており、任命は適正であるものと認められる。また、不正事故防止対策として、監督員権限である事項についても、所属長の決裁を受ける等、対策を講じているとの説明を受け、適切に対処していることを確認した。

- (4) 発注者が行う立ち会い検査について

施工計画書で定めた事項について段階確認一覧表にて実施していた。

また、不合格があった場合には、しかるべき対応（手戻り等）を行うとの説明を受けた。

- (5) 検査調書等検査記録の整備状況について

検査調書は、書式を定め、工事完成検査の際に作成し、契約検査課において保存している旨の説明を受けた。

- (6) 工事成績評定はどのような基準で評定するかについて（評定者、評定手順、評定記録）

評定者は、担当監督員、総括監督員、検査員の3名で、持ち点割合は、それ

ぞれ、40%、20%、40%としている。成績評定基準は、別途に定めた書式により、担当監督員は、施工体制、施工状況、出来形及び出来栄を、総括監督員は、工程管理、安全対策を、検査員は、施工管理、出来形、品質及び出来栄を主に評定している旨の説明を受けた。

(7) 契約代金及び前払い金の支払いについて

前払金 32,300,000円は、7月13日に支払済みである。

中間前払金 16,100,000円は、請求がないことを確認した。

(8) 検査結果が不合格の場合の措置について

行田市工事検査規則第11条第3項の規定により、適宜、対応しているとの説明を受けた。

(9) 契約履行の遅滞及び不履行が生じた場合や履行保証保険金の徴収、契約解除後の措置について

現段階では、本工事に関する契約不履行等は生じていないが、事案が発生した場合には、行田市建設工事請負契約約款第54条（発注者の損害賠償請求等）の規定に基づき、適正な措置を講じていくとの説明を受けた。

(10) 監督・検査の補助事務を外部委託しているかについて

監督・検査業務の外部委託は、行っていないとの説明を受けた。

(11) 契約の内容で不適合がある場合の目的物の修補、又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求する対応について

現段階では、本工事の契約の内容についての不適合等は生じていないが、事案が発生した場合には、行田市建設工事請負契約約款第54条（発注者の損害賠償請求等）の規定に基づき、適正な措置を講じていくとの説明を受けた。

7 維持管理

(1) 維持管理基準及び保守点検基準の整備状況並びにその運用について

平成30年に策定した行田市下水道ストックマネジメント計画に基づき、マンホール及び管渠を定期的な頻度で点検している。

具体的には、管渠の点検において、TVカメラでの撮影による異状個所の有無や硫化水素による管の腐食の状況を把握し、損傷具合に応じて管更生や新設

管へ布設替えなどの対応を行っている。

以上の説明を受け、適切な維持管理を遂行していることを確認した。

8 委託業務

(1) 設計及び工事監理等の業務委託契約の内容について

設計の業務内容及び仕様書は、日本下水道協会の標準歩掛表の標準業務内容に基づき実施している。また、仕様書に設計条件項目表を添付し、業務内容を示しているとの説明を受けた。

(2) 委託料の積算基準、積算資料等の整備状況について

積算基準は、日本下水道協会の標準歩掛表の管路施設実施設計業務に基づき積算しているとの説明を受けた。

(3) 委託料の積算は適正であるかについて

設計者及び改算者にて確認しているとの説明を受けた。

(4) 委託業務の完了検査について

設計委託の検査の実施については、下水道課長が成果品による検査を実施しているとの説明を受け検査報告書を確認した。

IV 評価と提言

今回の工事について、技術的観点より、以下のように評価する。

仕様書に対して不適合な事案はなし。

以下に、調査員からの所見と提言を述べる。

1 計画

当該工事は、社会資本総合整備計画で位置付けられており、令和6年度迄に下水道整備を予定している地区の下水道整備率100%の目標を達成することとなっていることから、未整備地区である元荒川第10処理分区の中の藤原町地区を、平成25年度に整備着手し令和6年度に事業の完了を予定している。

完成目標年度に向けて、今後も引き続き計画的に管渠整備を行っていくことが望まれる。

2 設 計

当該工事は下水道事業計画に基づき、藤原町地区の公共下水道事業の推進を図るため、下水道管の整備を実施している。埋設管渠は従来VU管を採用していたが今回は、経済的に有利なリブ付硬質塩化ビニル管を選定し、コスト縮減を図っている。液状化対策としても有効としており、対策の方向性としては良いものの、工事箇所毎の液状化対策の必要性について、より分かりやすい論点整理も必要であるものとする。

3 積 算

積算は、日本下水道協会の歩掛表及び埼玉県積算基準書を基に適切に実施されている。数量算出や積算金額等、設計図書全般に不都合が生じることを未然に防止する対策として、「工事設計書チェックリスト」を平成28年9月から使用している。積算書は市の複数の担当者（設計者、改算者、主査、主幹、課長）がチェックをし、違算防止を図っている旨の説明があったが、各役職者が実施すべき内容に重複する項目も見受けられた。過去の実績や類似設計書との対比等、検算とは別の観点からもチェックできると、さらに有効なチェック体制となるものとする。

4 契 約

今年度は、建設業界に限らずあらゆる製造・流通部門を含め産業界全体で材料価格・物流コストの上昇が著しい。そのため、工事契約約款にも規定されているスライド条項の適用については、単なる市のHPによる広報だけでなく、工事発注の際には、現場代理人にわかりやすく説明を行うなど受発注者間でより綿密な協議を行うことも必要であるものとする。

また、設計業務の発注に際しては、市内の建設コンサルタントでも遂行可能であると認めた場合には、発注者として市内業者の育成の観点を含めた業務委

託発注を進めることが望ましい。

なお、本件に関しては、市の請負業者選定委員会で市内業者による実施が困難であるとの結果から、市外業者への指名となったものである。

5 施 工

材料の受入検査において、再生砕石の粒度は、荷下ろし時に確認していなかった。材料サンプルを常に確認し、材料承認したものと同等であることを確認するなど、施工計画書で検査方法を明確化することが望ましい。

第三者災害防止対策として、特に資材置き場への第三者進入禁止措置及び重機のカギの管理では、資材置き場への進入禁止措置は行っていなかった。

また、重機のカギは、資材置き場の重機につけたままであったことを確認した。第三者による災害を防止するためには、関係者以外の立ち入り禁止措置や注意喚起の看板設置及び重機のカギの管理を徹底し、安全に施工してもらいたい。

6 検 査

今回の工事のように工事完成後は出来形確認ができなくなる工事については、中間検査時点での確認検査が重要である。通常出来高30%から50%程度の段階で中間検査を実施しているとのことであるが、各工種が完了した時点や完成後目視確認ができない箇所についての段階確認検査を引続き実施することを望む。

7 維持管理

行田市下水道ストックマネジメント計画に基づき、マンホール及び管渠を定期的な頻度で点検を実施している。

今後も引続き、PDCAサイクルを推進していくことが重要であると考えます。

また、来るべく大震災等に備え、老朽化した管渠の更新も当市の課題であるものと考えます。

おわりに

多くの工事関係者の方々のご協力を得て、技術調査を順調に終えることができたことに深く感謝する。

この技術調査が、行田市の今回の工事現場並びに今後の建設工事の参考となれば幸甚である。



行田市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、行田市長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年3月2日

行田市監査委員 山口 和之

行田市監査委員 江川 直一

○監査の結果「おおむね適正」とした事項

対象機関	監査結果の公表年月日	監査の結果	講じた措置
福祉課	令和5年3月2日	<p>生活保護費返還金(過年度分)の調定額が、令和3年度決算の収入未済額と一致していない。納付状況等について再度確認をお願いしたい。</p> <p>今後は、納付管理及び調定事務について、適切に執行するようお願いしたい。</p> <p>資金前渡金及び概算払については、行田市会計規則に基づき所定の期間内に精算する必要があるが、本支出の一部に精算されていないものが認められた。</p> <p>今後は、同規則を遵守のうえ事務を進めるとともに、再発防止策を講じられたい。</p>	<p>納付管理及び調定事務について確認したところ、調定額の算出等に誤りがあることが判明しましたので、速やかに訂正いたしました。</p> <p>今後はそのようなことがないように、適切に調定事務を執行してまいりたいと存じます。</p> <p>行田市会計規則に基づく事務対応ができていなかったことを踏まえ、前渡金の支払いが完了した際は速やかに精算手続きを行い、再発防止に努めたいと存じます。</p> <p>併せて、生活保護費の支給・精算事務を円滑に進めるために、事務体制の見直しを行い、再発防止に努めたいと存じます。</p>
高齢者福祉課	令和5年3月2日	<p>「行田市在宅重度要介護者等寝具の乾燥サービス及び丸洗い事業業務委託」において、契約書作成時に誤った金額の記載が確認された。また、本契約は、単価契約であるが、既に業務の一部が履行され、支払いもなされている。</p> <p>契約の締結及び支出について、一層、慎重を期すようお願いしたい。併せて本事案の原因を解明し、再発防止策を講じられたい。</p>	<p>当該業務委託の契約につきましては、受注者と協議のうえ、変更契約により業務委託料の単価の更正及び既支払い金の精算を行い、是正を完了しております。</p> <p>本事案は、担当職員が誤った金額にて契約書案を作成してしまったことを決裁時にチェックできなかったことにより、発生したものであります。</p> <p>本事案発生後、課内全職員に対し契約の重要性について指導したほか、複数の職員による契約内容のチェックを行うことで、再発防止に努めております。</p>